松戸市敬老祝金支給条例(平成8年条例第28号)の一部を改正する条例(案)新旧対照表

現行	改正案
○松戸市敬老祝金支給条例	○松戸市敬老祝金支給条例
(支給要件)	(支給要件)
第2条 祝金は、当該年度の9月1日に本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者であって、当該年度内に満88歳及び満100歳以上の年齢に達するものに支給する。	第2条 祝金は、当該年度の9月1日に本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者であって、当該年度内に満88歳及び満100歳以上の年齢に達するものに支給する。